

施策番号 4-1-4	施策名 消費者の安全・安心の確保	基本目標	自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり			
		政策名	安全・安心に暮らせる生活環境づくり			
	主管課	商工労政課	課長名	仲野 裕司	内線	247
	施策関係課	環境土木課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図					結果
消費者が主役となり安全で安心な消費生活の実現と食の安全・安心確保のための取組をすすめます。		町民	・消費者の被害防止及び食の安全・安心の確保					町民が安全で安心して暮らせる日常生活の確保
成果指標	説明	単位	策定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度(予想)	2022年度目標	
① 安心して消費生活が送れると思う町民の割合	住民意識調査	%	未調査	76.5	74.2	82.0	93.0	
②								
③								
④								
成果指標設定の考え方	第5期総合計画からの新たな指標。90%以上を目標に、2022年には93.0%を目指す。							

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算
施策事業費(千円)	6,588	7,487	6,979
人工数(業務量)	0.1250	0.1341	0.1436

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察	
①2020年度の成果評価	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input checked="" type="checkbox"/> 成果は低下した
②2022年度の目標達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成できる <input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 <input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい
想定される理由 ・新型コロナウイルス感染拡大により、感染症に関する不安や、外出自粛によるインターネット通販利用拡大に伴うトラブルの増加や生活様式の変化などの他、将来の買い物への交通手段への不安などが考えられる。	
根拠(理由) ・消費者の課題調査を継続して行い取り組み内容を精査する。 ・第5期総合計画に定める「消費生活相談体制の強化」、「食の安全・安心の確保」の両施策を実施することで目標達成を目指す。	
(2) 施策の成果評価に対する2020年度事務事業の総括	
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	芽室消費者協会運営支援事業 帯広地方食品衛生協会芽室支部運営事業
②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	・消費者被害防止や日常生活の相談業務・啓発活動や健康保持・生活安全確保事業については、芽室消費者協会において消費者に対する出前講座や消費生活展の開催、消費生活相談など、新型コロナウイルス感染拡大の影響がある中、回数は減少したものの、精力的に実施いただいている。 ・芽室消費者協会においては、食品ロス削減推進法の施行に伴い、「冷蔵庫整理収納講座」に参加するなど、食品ロス削減につながる整理収納方法の情報収集を行っている。 ・帯広地方食品衛生協会芽室支部では、食品による危害発生の防止に努めるため、研修事業をはじめ帯広保健所からの検査対応等を実施している。

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果

進捗結果	A	B	C	D	E
			○		

※該当に○印

- A: 実現した
- B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
- C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
- D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した
- E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛などにより、インターネット通販の普及・拡大が一層進むなど暮らしの利便性の向上と消費生活態様の変化が進む一方で、相談の内容も複雑化・多様化してきていることや、2022年度からは成年年齢の引き下げられるなど、消費者の安全・安心を守る取り組みの充実強化が必要となる。特にスマートフォン普及による低年齢化、高齢者の利用拡大への対策が必要である。 ・消費者の「食の安全・安心」への関心は依然として高く、より一層の消費者に対する啓発活動が必要とされる。 ・令和3年6月からHACCPが食品衛生管理事業者に義務付けられることから、周知等の取組を会員に対して行っていく必要がある。
この施策に対して住民や議会からどんな意見や要望が寄せられているか？	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の防止や相談業務及び啓発活動の強化 ・食品の遺伝子組み換え、食品添加物などの「食の安全・安心」の啓発活動 ・食品ロス対策

5. 施策の成果向上のための具体的な取り組み(今後強化すべき取り組み、新たに実施すべき取り組み)

<ul style="list-style-type: none"> ○消費者生活相談体制の充実強化 「消費生活センター」の相談員の資質向上を図り、多様複雑化する消費者問題に対応し、消費者被害の救済・未然防止を図る。 ○消費者の自主活動と自立支援の推進 消費生活におけるトラブル未然防止、安心な生活を営むため、出前講座や啓発資料の配布、各種講座の開催など、消費者教育を実施する茅室消費者協会と連携を図り、その運営を支援する。 ○食の安全・安心の確保 食の安全・安心の観点から、食品の安全や食品表示に関する正しい知識の普及を図り、消費者の食の安全・安心の確保するための取り組みを行う。
--

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	成果指標による判断は難しいが、消費者に対する出前講座など総合的に考え、前進したと評価する。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	<ul style="list-style-type: none"> A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した 					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	「C前進した」と評価する。		A	B	C	D	E
進捗結果					○		
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の設定について、住民意識調査のコメントを見ると、町民が思う消費生活と、町が意図する消費者の被害防止や食の安全・安心の確保ということとは結びついていない。このことから町が取り組みを行ったとしても、成果指標の向上には結び付かないのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した 					